共同企業体協定書

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。
 - (1) 官野湾市の発注に係る 令和6年度西普天間住宅地区土地区画整理事業に係 る環境影響評価事後調査業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以 下、「業務」という。)
 - (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 共同企業体は、一般財団法人沖縄県環境科学センター・株式会社沖縄環境分 析センター・株式会社プレック研究所沖縄事務所共同企業体(以下「共同企業体」と いう。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同企業体は、事務所を沖縄県浦添市字経塚720番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 共同企業体は、令和6年2月22日に成立し、業務の委託契約の履行後6カ 月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 業務を受託することができなかったときは、共同企業体は、前項の規定にかかわ らず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 沖縄県浦添市字経塚720番地

商号又は名称

一般財団法人沖縄県環境科学センター

住所

沖縄県宜野湾市真栄原三丁目7番24号

商号又は名称株式会社沖縄環境分析センター

住 沖縄県那覇市泉崎二丁目3番3号

商号又は名称 株式会社プレック研究所沖縄事務所





(代表者の名称)

第6条 共同企業体は、<u>一般財団法人沖縄県環境科学センター</u> 代表理事 渡嘉敷 義浩

を代表者とする。

(代表者の権限)

- 第7条 当共同企業体の代表者は、業務の履行に関し、当共同企業体を代表して、当企業体が存続する間、入札の参加申請、見積及び入札、契約締結、復代理人選任、発注者及び監督官庁等との折衝、委託代金(前払金及び部分払金を含む。)及び保証金の請求及び受領、当企業体に属する財産の管理、並びにその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有するものとする。
- 2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同企業体の解散後、共同企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

計画準備、水象 湧水量観測、重要な陸域動物モニタリング(生態系の上位性、生態系 ロードキルの発生状況)、報告書作成等 業務

一般財団法人沖縄県環境科学センター 31.4%

建設作業騒音、赤土等による水の濁り、放流水質監視、道路交通騒音、重要な植物の移植・追跡調査(重要な大型藻類の追跡)、重要な陸域植物モニタリング(重要な蘇苔類、重要な大型藻類・水域動物)、特定外来生物の除去、特定外来生物の運搬・処分、重要な動物の移動・追跡調査(重要な水域動物の移動)、報告書作成等業務

株式会社沖縄環境分析センター 40.5%

植栽、重要な植物の移植・追跡調査 (重要な高等植物の追跡)、重要な陸域植物モニタ リング (自然度の高い樹林植生・湿地及び林縁、重要な高等植物)、重要な動物の移 動・追跡調査 (重要な陸域動物の移動)、重要な陸域動物モニタリング (重要な陸域動物)、報告書作成等 業務

株式会社プレック研究所沖縄事務所 28.1%

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 共同企業体の取引金融機関は、<u>沖縄銀行 石嶺支店</u>とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分担)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

- 第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。
- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に 従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

- 第16条 構成員は、共同企業体が業務を完了する日までは脱退することはできない。 (契約期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)
- 第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみで適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同企業体に加入させ、

当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。 (解散後の契約不適合に対する構成員の責任)
- 第 18 条 共同企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。
- 一般財団法人沖縄県環境科学センター 外 2 社は、上記のとおり
- 一般財団法人沖縄県環境科学センター・株式会社沖縄環境分析センター・株式会社プレック研究所沖縄事務所共同企業体協定を締結しましたので、その証拠としてこの協定書<u>4通</u>を作成し、各通に構成員が記名押印し、うち1通は宜野湾市に提出し残り<u>3</u>通は各自所持するものとする。

令和 6 年 3 月 18 日

住 所 沖縄県浦添市字経塚720番地 商号又は名称 一般財団法人沖縄県環境科学セッター 代 表 者 代表理事 渡嘉敷 義浩 (上野)

住 所 沖縄県宜野湾市真栄原三丁目7番24号 商号又は名称 株式会社沖縄環境分析センタ 代 表 者 代表取締役 渡久地 博之

住 所 沖縄県那覇市泉崎二丁目3番3号 商号又は名称 株式会社プレック研究所沖縄事務所 代 表 者 事務所長 川上 寛人 印





